

## 令和6年度加古川市社会福祉施設等整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を図るために社会福祉施設等の整備に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和6年度加古川市社会福祉施設等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、別表1及び2の対象となる事業を実施する事業者とする。ただし、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）が地域密着型サービス等の整備事業又は既存施設の改修事業等を実施する場合については、居宅サービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する事業をいう。）、地域密着型サービス事業（法第8条第14項に規定する事業をいう。）、居宅介護支援事業（法第8条第24項に規定する事業をいう。）、施設サービス（法第8条第26項に規定するサービスをいう。）、介護予防サービス事業（法第8条の2第1項に規定する事業をいう。）、地域密着型介護予防サービス事業（法第8条の2第12項に規定する事業をいう。）又は介護予防支援事業（法第8条の2第16項に規定する事業をいう。）を運営した実績が令和6年4月1日時点で3年以上の法人に限る。

### (補助対象経費及び補助基準額)

第3条 補助の対象となる経費及び基準額は、別表1及び2のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 既に実施している事業に係る費用
- (2) 他の公的補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用
- (3) 土地の買収及び整地等個人の資産を形成する事業に要する費用
- (4) 造成工事及び外構工事に要する費用
- (5) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、整備等に係る費用として適當ではないもの

### (補助金額の算定方法)

第4条 補助金の額は、別表1及び2に定める項目ごとに、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と基準額を比較して最も少ないほうの額を限度として予算の範囲内で市長が決定した金額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする前に、市長に対して事前協議を行うものとする。

### (内示)

第6条 市長は、前条に規定する事前協議が整ったときは、補助金の交付を受けようとする者に対して、補助金の交付を内示するものとする。

### (事業着手)

第7条 前条に規定する内示を受けた者は、事業着手することができる。

2 事業着手とは、次のとおりとする。

- (1) 入札の公示又は入札参加者の指名
- (2) 現地調査、設計管理、工事請負、備品の売買等に係る契約の締結
- (3) 詳細設計、建築確認申請
- (4) 工事着工

3 前2項の規定にかかわらず、現地調査、詳細設計等で本体工事と分離できるものについては、補助対象経費から除外する場合に限り、内示前に行うことができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助申請者は、規則第5条に規定にする補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年12月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第9条関係）

## 消費税等仕入控除税額報告書

年　月　日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名 )

年　月　日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年　月　日	交付決定番号	第　　号
補助金交付決定額		円	
補助金の交付申請時に 減額した消費税等仕入控除税額 ※1		円	
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※2		円	
補助金返還相当額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)		円	
添付資料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	